

大津家庭裁判所委員会議事概要

1 日時

平成29年7月7日（金）午後2時から午後4時30分まで

2 場所

大津家庭裁判所大会議室（本館1階）

3 出席者

（家庭裁判所委員）五十音順・敬称略

大鷹一郎、川口泰司、河野純子、小堀正広、清野歩、中山道雄、牧野耕次

（事務担当者）

森洋三、松阪茂、山口孝、吉田修明、高宮幸市、大垣直人、望月玲子、倉崎俊和

4 議事

(1) 委員の紹介

事務担当者から、前回委員会後に任命された大津家庭裁判所委員会委員の紹介があった。

(2) 委員長代理の指名

委員長において、川口泰司委員を委員長代理に指名した。

(3) 前回委員会以後の裁判所における取組等

事務担当者から、前回委員会で委員から出された意見を踏まえて、裁判所が行った取組等について説明した（前回のテーマ「少年事件における教育的な働きかけについて」）。

ア 教育的な働きかけの拡大について

（ア）大津市内の老人ホーム及び知的障害者施設に少年の社会奉仕活動の受入れについて協力を依頼したところ、了承していただいたため、同活動の実施に向けて準備を行っていることを説明

（イ）滋賀県社会福祉協議会から、草津市で実施されている里山整備活動の情報提供を受けたため、同活動の活用の可能性を模索していることを説明

（ウ）寺社の代表者の集会に協力を求めてはどうかとの意見を基に、同集会の有無を調査したが、そのような集会を見つけるには至らなかったことを説明

イ ネット犯罪に関する教育的な働きかけについて

既に取組を行っている他府から情報提供を受けた内容を踏まえて、当府においても実施を目指していること及び専門家による講習等についても今後検討を重ねていくことを説明

(4) 意見交換（テーマ「成年後見制度について」）

成年後見制度のDVDの視聴並びに事務担当者による成年後見制度の手続の概要及び利用状況についてのパワーポイントを用いた説明の後、意見交換を行った。

発言要旨は、別紙のとおり

(5) 次回委員会の日程、テーマについて

次回の委員会は、平成30年1月31日（水）午後2時から午後4時30分までとする。また、テーマは「障害者に対する配慮の取組について」とする。

(別紙)

(発言要旨)

(■委員長, ○学識経験者, ◎弁護士委員, ◇裁判官委員, ▲事務担当者)

【成年後見制度について】

- DVDを視聴してもらい、事務担当者による説明を聞いていただいたが、成年後見制度自体やその具体的な運用に関して疑問点や御意見、御感想を出していただきたい。
- 後見人の報酬は本人の財産から支払われるということだが、具体的な報酬額はどれほどか。
- ▲ 報酬額は法律で定められているものではなく、裁判官が対象期間中の後見事務の内容や管理している財産額などを踏まえて定めるものである。一部の裁判所においては、ホームページ上で報酬額の目安を公開していることから、この場では、公開されている東京家裁の目安を説明させていただく。東京家裁においては、基本報酬の目安が月額2万円となっており、管理財産が高額の場合は、その額が3万円から6万円までの範囲となる場合もある。また、付加報酬として、期間中の後見事務の内容に応じた相当額の上乗せもあり得るとされている。当庁においては、報酬額の目安を公開していないが、概ね東京家裁の目安と同様の運用がなされている。
- 専門職後見人のうち、本業として行政機関に勤務している後見人に対しても報酬は支払われるのか。
- ◇ 専門職後見人に対しても、その後見人の本業にかかわらず報酬は支払われる。また、他の後見人と基本報酬の目安は同じとなっている。ただし、専門職後見人が選任されるケースは、複雑な財産状況であることも少くないため、付加報酬を支払う事案が多い印象がある。
- 後見には、法定後見と任意後見の種別があるとのことだが、今後の認知症患者の増加が予想されている中で、裁判所としては、判断能力があるうちに自らの後見人を選んでおく任意後見制度の活用について、どのように考えているのか。
- ◇ 任意後見は、遺言と似た側面があると思う。自分の死後の財産整理をきちんと遺言で定めておけば、後の相続人間の紛争も防止できるが、日本には遺言を残しておく風習がそれほどない。任意後見は、遺言の一歩手前の状況に対する備えであり、自己の判断能力が無くなったら任意後見が始まり、その後死亡した際に遺言が効力を有するという流れである。個人的には、任意後見契約も遺言ももっと活用してほしいが、日本人の国民性として、自分が育てた子どもに面倒を見てほしいとの思いや、自分の財産の分け方などで争うはずがないと信じたいという傾向が強いと感じている。近年は、遺言は少しづつ広まっているように思うが、その前段階の任意後見契約の利用が広まるのには時間がかかるのではないか。
- 任意後見契約は、あくまでも本人と後見人候補者との契約であり、裁判所としての関

与が始まるのは、本人の判断能力が喪失又は減退してきた際に、任意後見監督人の選任申立てがされてからである。

- 同一人が、複数の人の後見人になることは可能なのか。また、任意後見契約に関して、例えば長男、二男と一度に契約した上で、長男を1番目の候補者、二男を2番目の候補者というように順番を定めておき、1番目の長男に後見人になれない事情が発生した際には、自動的に2番目の二男が候補者に繰り上がるという内容で契約を締結することもできるのか。
- ◇ 一つ目の質問であるが、同一人が、複数人の後見人になることはできる。例えば、子どもが、自己の父親の後見人と母親の後見人とを兼務することも理論上は可能である。しかし、父親と母親の利害が対立した場合に、その後見人が同一人物であるがゆえに発生する紛争も考えられるため、そのような運用は避けている。
- 少子化の影響で一人っ子の家庭も多いと思うが、そのような家庭においては親の後見人候補者を探すのに苦労するのではないか。
- ◇ そのような状況が発生する可能性はあるが、先ほど話したような問題を回避するために、同一人を、複数の親族の後見人に選任することは避けている。叔父、叔母といった関係者から候補者を探してもらうことになるが、相応しい候補者がいなければ最終的には専門職後見人を選任する場合もあると思われる。
- 現在、5件の後見事務を担当しているが、同一家族内の後見人にはなっておらず、5件の本人につながりはない。後見人は本人のために財産管理を行う必要があるため、仮に、夫と妻の双方の後見人を引き受けた場合には、それぞれの財産の使い方に悩む場面が生じてくると思われる。例えば、夫の年金について、夫の後見人の立場では夫以外の者のために使うことはできないが、妻の後見人の立場では、必要性があれば妻のために使ってもらいたいと求めることも考えられる。一つの世帯だから財布は同じと考えて、夫と妻の双方の後見人になった方が簡便だと思われるかもしれないが、多くの場合は、夫と妻とでは異なる後見人が選任されていると思われる。ただし、夫婦間に利害対立がほとんど考えられないケースでは、一人の弁護士が双方の後見人に選任される場合もあるとは聞いている。
- ◇ 二つ目の質問であるが、任意後見契約において、複数人と一度に契約をした上で、その候補者に順序をつけられるのかについては、断定的な答えを持ち合わせていないが、おそらくできないのではないかと思う。後見人は、本人の財産管理権をすべて担うことになるので、後見人が誰なのかが判然としない契約形態は避けるべきであろうと考える。あくまでも一人と任意後見契約を締結し、その任意後見人に事情変更があった場合に、改めて第2順位と考えている候補者と任意後見契約を締結することになると思われる。
- 自分の親族にも、認知症と診断されてはいないものの、頻繁に物忘れをしてしまう者がいる。日頃の生活の面倒は親族で協力して見ていても、一般的には金銭関係の管理になると争いが起きることも考えられる。そこで、後見人を付けることを検討した

としても、誰が後見人になるかの問題で揉めるかもしれない。では、弁護士に後見人になつてもらうかというと、後見人の報酬を支払うことで、財産が目減りしていくことも心配である。このような流れの中で、市民後見人の活用が検討され始めていると思うが、その成り手としては、ボランティア精神が旺盛であつたり、仕事をリタイアしてなお余力がある人が中心になるのではないか。そのような人を、一定の団体に登録するなどしてグループ化した上で、専門知識を付与したり、倫理観を高めていくことが求められてくるのではないかと思う。

■ 今の御意見は、成年後見制度の現状を的確に捉えていると思う。専門職後見人に依頼すると財産管理の面では安心だが費用面で不安が生じる。また、専門職後見人は、本人と一緒に生活しているわけではないので、身上監護の面の不安は解消されない。親族から後見人候補者を出そうにも、高齢化社会の中では難しい状況もある。そのような中で市民後見人が注目されてきたところである。

◇ 成年後見制度の利用を検討している人から、そもそも少ない本人の財産が、制度を利用することによって減ってしまうとの意見を聞くことが多い。しかし、制度の趣旨は、自己の財産を管理できない人を支援するということであり、そのために一定の費用が生じるのである。財産が減ってしまうとの懸念は、将来自分が相続する財産が減るという考え方から発生しているのであろうが、あくまでも本人の財産を守るために費用という観点を持ってもらいたいと考えている。本人に全く財産がない場合、どのようなきっかけで申立てがなされるのかについては、事務担当者から説明されたい。

▲ 滋賀県では、最終的には各市町長が申し立てる事になるが、きっかけとしては本人の周囲の人の働きかけが多く、その働きかけが後見人の選任につながっている。このようなケースにおける後見人の報酬については、市などが設けている報酬助成制度を利用してもらうことになる。これは、裁判所が定めた報酬について、市などが定めている上限額の範囲内で、市などが後見人に支払う制度となっている。

◇ 市民後見人の関係では、現在、市民後見人は無報酬で活動してもらうことが検討されており、財産が全くないような人でも後見人の選任を求めることが可能となる。また、財産管理の面だけではなく、本人の日常生活の相談にも乗つてもらうことなどで、市民後見人の存在意義を拡大できないかということを模索している。

○ 市民後見人の養成講座について、講座内容や日数、費用などを教えてもらいたい。

◇ 市民後見人の活用については、全国的に見ても大阪が進んでいる。市民後見人に登録する条件として、まずは一定期間養成講座を受講してもらい、登録後に生じる疑問などについては、法律問題や医学問題などの分野について、常時専門家に相談できる態勢にしていると聞いている。さらに、数年に1回の登録更新時には、改めて1日程度の講義を受講してもらうプログラムになっているとのことである。既に、相当規模の市民後見人の候補者名簿ができており、裁判所が後見人を選任する際にその名簿を活用していると聞いている。

- 講座を開講している主体は行政なのか、民間企業なのか。
- ◇ 行政が主体であるが、医師会、弁護士会や司法書士会などが集まってNPO法人を立ち上げ、市などがその集まりを支援している形態だと聞いている。滋賀県においては、どのような形態が望ましいかについて、各市町において検討がなされている段階であると聞いている。考えられる形態としては、行政が下部組織を作った上で関連団体に集まつてもらう、行政から独立した機関を立ち上げる、既に存在する関連組織に行政が業務委託するなどが挙げられると思う。
- 今後は、管理すべき財産がある場合は、専門家後見人が付加報酬を受け取りながら管理していく、そうでない場合は、市民後見人を活用するといった住み分けで整理されていくのだろうと思う。
- 実際は、どのような候補者の中から、どのような基準で後見人を選任しているのか説明されたい。
- ◇ 親族などの身近な人が後見人となり、財産管理と合わせて、衣食住などの身の回りの世話も行う形態が理想形だと考えている。しかし、実際には、その形態の割合は高くなく、本人の財産が一定の金額を超えると、後見制度支援信託を利用するか、専門職後見監督人を選任するかの二択になっている。その一定の金額である1200万円の内訳は、信託銀行の後見制度支援信託を利用できる最低額の1000万円に、日頃の生活や急な支出に備えて別に保管しておく200万円を足したものである。現在の本人の年齢層は80代が中心であるが、その世代は貯蓄額も大きく、基準額を超えている場合が多い。今後、後見制度支援信託が利用できる金額が低額になったり、それに代わる利用しやすい不正防止の制度を作ることができれば、親族が後見人になるケースも増えてくるのではないかと思う。
- 実際の後見事務の内容が具体的に分からないと、後見人となったり、成年後見制度の利用に踏み切ることを躊躇してしまうことも考えられる。実際に後見事務に携わっている弁護士委員から実情を紹介していただきたい。
- ◎ 実際に後見人として活動してみないと分からないことはたくさんある。弁護士である私自身も、1件携わって実感した部分が少なくなかった。事務所を訪れる相談者に対して、自己の後見人としての経験を伝えているつもりであるが、それでも、申立て後に、こんなに大変だとは思わなかった、後見人が選任されてかえってやりにくくなつたなどの感想を聞くことが多い。自分の家計簿もきちんとつけていないのに、毎日収支を管理するのが大変だという話もよく聞くところである。

本日資料として配布された裁判所のパンフレットも実際の相談業務で活用しているが、情報量や文字が多く、本人はもとより、後見になろうと考えている相談者にとっても内容を理解することは容易ではないと感じている。そこで、市町などが作成している制度の中心部分だけを取り上げた簡潔な資料を併用することが多く、そちらの方が相談者の印象もよい。裁判所や弁護士会が作成するものは、どうしても不正確になってはいけ

ないとの意識から、細部にわたって多くの情報に触れているものの、かえって制度の核の部分が記憶に残りづらくなってしまう。成年後見制度をいかに分かりやすく伝えるかは、弁護士会においても課題となっているところである。

■ 裁判所も同様の問題意識を持っており、理解しやすさを重視した動画を作成し、裁判所のホームページからも再生できるようにしている。広報の在り方に関して、これらの取組以外に考えられるものはないか。

○ 成年後見制度が始まった際に、分かりにくく制度だなという印象を持った。成年後見制度に関してマスコミが取り上げがちな話題は、どうしても後見人の不正などが多くなっているので、国民からすると、成年後見制度はよく分からず、利用すると損をする危険性がある、といった印象を持つてしまうのかもしれない。

広報においても、成年後見制度という単語を聞いただけで、誰もが制度の概略をすぐに思い描けるような状況を目指すべきではないか。例えば、成年後見制度という言葉自体にとっつきにくさがあると思うので、もっと分かりやすい言葉に置き換えられないものか。

○ 裁判所のパンフレットにはありがなが振つてあるが、裁判所のDVDの中の説明文にはありがなが振つてなかつた。そもそも「後見」という言葉は日常では使わないのであり、ありがなが振られていないと、すんなり読むのすら難しいと感じた。また、視聴したDVDは、場面ごとの進行スピードが早いと感じた。高齢になつくると聴力や理解力が低下するので、もっと説明のスピードを遅くしたり、容易に再生を止める機能を設けてもいいのではないか。また、言葉やテロップで制度説明を行うよりも、モデル家族が制度を利用していく過程をドラマ仕立てにして見てもらった方が分かりやすいと思う。複数のモデル家族を作るのは難しいと思うので、まずは典型例に絞つて取り上げてみてはどうか。

○ 成年後見制度はまだまだ知られていないと思う。先ほど、裁判所のホームページを実際に見せてもらったが、工夫が不十分だと感じた。例えば、市民後見人に関しては、新聞やテレビにもっと取り上げてもらった上で、その内容を裁判所の広報活動で重ねて使用することや、関係する団体や企業などのホームページにリンクのバナーを貼つてもらうことなどで広報効果が広がるのではないか。

○ 要望があれば裁判所職員が講師派遣にも応じているとのことであったが、裁判所のホームページに講師派遣のお知らせや申請書も合わせてアップしてはどうか。また、市民後見人の関係では、養成講座のホームページに裁判所のホームページのアドレスを貼り付けたり、成り手の中心と考えられる地域の自治会長や民生委員の集まりなどに裁判所から出向いて広報活動を行うことも有効なのではないか。

■ 最後になるが、滋賀県における市民後見人活用の検討状況について説明されたい。

▲ NPO法人が段階的に養成講座を開いており、まずは第一段階として、市民後見人という制度を広く知つてもらうこと、次に第二段階として、実際の後見事務の内容を知つ

てもらうことまでは進んでいると聞いている。現在は、第三段階の講座をどのような内容にするのかについて検討しているとのことである。

- 市民後見人の成り手について、今後、民生委員などの地域の顔のような存在の人とのつながりが強まるといいのではないかと思う。

以上